

地域活動に必要な備品の購入に補助金が使えます！

令和9年度 一般コミュニティ助成事業の募集について



1. 一般コミュニティ助成事業とは

地域活動に必要な備品の購入について、補助金を交付します。
一般財団法人 自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、実施している事業です。

2. 助成を受けられる団体

地域づくり協議会、自治会、町内会などの住民自治組織

3. 助成の対象となる経費

獅子舞道具や、集会所の音響設備、机などのコミュニティ活動に直接必要な備品の購入にかかる経費。**防災目的の備品は対象外です。**
過去の購入備品や対象外備品については「備品一覧」をご確認ください。

4. 助成金の額

100万円から250万円までの範囲で10万円単位
※経費のうち、10万円未満は切り捨てます。
複数の備品を組み合わせさせていただくことも可能です。

5. 助成事業の流れ

本年度 (R8年度)	9月18日(金)	事前エントリー ※市HPから
	9月30日(水)	提出期限
次年度 (R9年度)	4月上旬	採否通知(市⇒自治会等)
	6月下旬以降	補助金交付申請(自治会等⇒市)
		交付決定通知(市⇒自治会等)
		事業実施(自治会等)
		実績報告(自治会等⇒市)
		補助金交付(市⇒自治会等)

6. 提出書類（申請）

※ 原則、「A4サイズ・縦向き」としてください。

（事業内容に関する資料はA3横サイズも可）

※ 正副2部（印刷）と電子データを提出ください。

※ 印刷したものは、ホッチキス留めしないでください。クリップは可。

- (1) 様式第1号（一般コミュニティ助成希望調書）
- (2) 様式第1号別表（事業収支の内訳）
- (3) 自治会等の団体の規約
- (4) 自治会等の令和8年度事業計画及び予算書
- (5) 購入備品の見積書等の写し →宛名を規約の団体名に合わせる
- (6) カタログのカラーコピーや写真など、事業内容がわかるもの
- (7) 別紙「広報表示の方法」

※事前エントリー及び様式のダウンロードは、南砺市ホームページから
お願いいたします。

①南砺市HPの検索欄に「一般コミュニティ」と入力し検索

②「令和9年度一般コミュニティ助成事業を募集します」記事を選択

7. 留意点

※ 本事業は、一般財団法人 自治総合センターにて採否が決定されます。

※ 全国のコミュニティ組織が対象であり、例年申請される数も多いことから、
申請しても全てが採択される訳ではありません。

※ そのため、希望が10件を超える場合には、「必要性」「緊急性」「妥当性」「実現可能性」「広報の効果」「過去の採択件数・申請回数」などの観点から書類を審査し、10件に絞る可能性があります。

※ 本事業で整備する全ての備品には、使用時に見える位置に宝くじの広報表示を行う必要があります。



（参考）宝くじの広報表示

お問い合わせ先・書類提出先

南砺市 政策推進課 地方創生推進係 （担当：神田）

住所：939-1692 南砺市荒木 1550 福光庁舎 3 階

電話：23-2052 F A X：52-6338

Email:seisakusuishinka@city.nanto.lg.jp

一般コミュニティ助成事業 備品一覧

R8.9.9 修正

過去購入があった備品

■イベント・お祭り関係

- ・獅子舞用具一式（蚊帳、衣装、笛、鉦、太鼓など。ただし、自治会名以外の団体名の名入れはできません。）
- ・展示パネル（パネル、支柱）
- ・屋体、行燈の修繕
- ・垂れ幕、袖幕、引幕、紅白幕、暗幕など
- ・簡易ステージ（ステージ、ステップ、スカート）
- ・カラーリング用具

■設備関係

- ・音響設備（ポータブルアンプ、マイク、スタンドなど）
- ・空調設備（建物埋め込み式は対象外）
- ・照明器具 ~~（引っかけシーリングなど電気工事不要で取り付けられる照明）~~
（引っかけシーリング本体・その取付費用、天井直付けの照明本体のみ）

■電化製品

- ・テレビ
- ・DVDレコーダー
- ・プロジェクター
- ・モニター
- ・タブレット端末（地域活動に使用していることが必要）
- ・オゾン発生器
- ・プリンター
- ・ノートパソコン
- ・計量器
- ・ブルーヒーター

■家具

- ・机、机用台車
- ・椅子、座椅子
- ・キャビネット
- ・カーテン

■外で使用する備品

- ・ 小型除雪機
- ・ ウッドチップパー
- ・ 草刈り機
- ・ 小型発電機（防災目的は対象外）
- ・ テント
- ・ 物置 （アンカー工事等を伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等は対象。
ただし、同時に整備する備品を保管する目的に限る。）

■その他

- ・ ホワイトボード
- ・ スクリーン

対象外 備品一覧

- ・ 基礎工事を（アンカー工事を含む）伴う倉庫等
- ・ 観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの
- ・ 個人の利用に留まるもの
- ・ 各戸へ配布するもの
- ・ 広場の砂場や遊歩道等の整備
- ・ 建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等）
- ・ 特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等）
- ・ 防災目的の備品
- ・ 地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）
- ・ 自転車
- ・ 動力の付いた屋台、山車等
- ・ 車両に搭載する目的の備品（無線機等）
- ・ 防犯カメラ
- ・ 水車
- ・ P Cアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）
- ・ ホタル等の育成に関する設備、備品
- ・ 一般調理器具（食器、包丁、箸等）
- ・ 医薬品
- ・ 照明器具（~~直付~~埋込の照明、有資格者による電気工事費(取付材や労務費等)、電球のみの整備）
- ・ 銃・刀剣類（模造品含む）
- ・ 電力申請費等の申請に要する費用